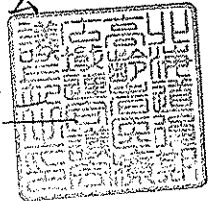


北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

北海道後期高齢者医療広域連合議会

議長 畑 頼 幸



北海道後期高齢者医療広域連合議会規則第1号

北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第158条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。